



金 沢 市 公 報

第 3 0 4 1 号

令和3年(2021年)5月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1
○自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2
○地縁による団体の告示された事項の変更について (市民協働推進課)	2
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	3
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の事業の廃止について (")	3
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための施術を担当させる者の指定について (")	3
○生活保護法等の規定に基づき指定を受けた施術を担当させる機関の廃止について (")	4

○燃やすごみ等の収集手数料の徴収事務の委託 について (ごみ減量推進課)	4
● 公 告	
○住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について (市 民 課)	5
○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	5
● 選挙管理委員会公告	
○選挙人名簿の抄本等の閲覧状況について (選挙管理委員会)	5
● 農業委員会告示	
○令和3年度第5回金沢市農業委員会総会の招 集について (農業委員会事務局)	5
● 公営企業告示	
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水 の処理の開始について (建 設 課)	6

告

示

●金沢市告示第168号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

令和3年5月21日

金沢市長 山 野 之 義

- 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
 金沢市営野町駅前自転車駐車場
 金沢市営馬替駅前自転車駐車場
 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場

- 金沢市営乙丸駅前自転車駐車場
- 金沢市営蚊爪駅前自転車駐車場
- 金沢市営木越団地自転車駐車場
- 金沢市営柿木畠自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場
- 2 移動し、保管した自転車等の台数
 - 自転車 81台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
 - 令和3年4月1日から同月30日まで
- 4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所
 - 金沢市二口町二24番地 5
 - 公益社団法人金沢市シルバー人材センター
- 5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所
 - 日時 令和3年5月21日から同年8月20日まで
 - 午前10時から午後7時まで
 - 場所 金沢市問屋町2丁目95番地
 - 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第169号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和3年5月21日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数			
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車	3台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自	転	車	1台
東金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車	1台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車	3台
森本駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車	1台
千日町地内	自	転	車	10台
戸水1丁目地内	自	転	車	1台
福増町北地内	自	転	車	1台
戸板3丁目地内	自	転	車	1台
長土堀2丁目地内	自	転	車	4台

- 2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日
 - 令和3年4月1日から同月30日まで
- 3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所
 - (1) 期間
 - 令和3年5月21日から同年11月20日まで
 - (2) 場所
 - 金沢市問屋町2丁目95番地
 - 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第170号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和3年5月21日

金沢市長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
示野中町会	代表者の氏名及び住所	権野 正人 金沢市示野中町1丁目99番地	山崎 勝彦 金沢市示野中町1丁目92番地	令和3年4月1日
つつじが丘町会	代表者の氏名及び住所	橋本 和幸 金沢市つつじが丘307番地	辰野 隆義 金沢市つつじが丘86番地	令和3年4月4日
ゆいの里町会	代表者の氏名及び住所	成田 昭樹 金沢市三池新町3番地4	渡邊 良人 金沢市三池新町15番地15	令和3年4月4日
太陽が丘ひまわり町会	代表者の氏名及び住所	千葉 妙子 金沢市太陽が丘2丁目44番地	米山 猛 金沢市太陽が丘2丁目29番地	令和3年4月11日
押野西光陽町会	主たる事務所の所在地	金沢市押野3丁目82番地5	金沢市押野2丁目293番地11	令和3年4月11日
	代表者の氏名及び住所	杭田 安弘 金沢市押野3丁目82番地5	町田 隆 金沢市押野2丁目293番地11	
押野東町会	代表者の氏名及び住所	松浦 直弘 金沢市押野1丁目106番地	山越 順平 金沢市押野1丁目7番地5	令和3年4月17日

●金沢市告示第171号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により次のとおり告示します。

令和3年5月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
スギ薬局 金沢泉本町店	金沢市泉本町3丁目91番地	令和3年4月1日
といたレディースクリニック	金沢市戸板4丁目36番地	令和3年4月1日
はせ歯科医院	金沢市末町16の64番地	令和2年9月1日

●金沢市告示第172号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示します。

令和3年5月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	廃止年月日
はせ歯科医院	金沢市末町13の3番地6	令和2年8月31日
西インター内科・透析クリニック	金沢市高島2丁目181番地	令和3年4月30日
瑠璃光薬局 金石店	金沢市金石東3丁目4番10号	令和3年3月1日

●金沢市告示第173号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場

合を含む。)の規定により医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により次のとおり告示します。

令和3年5月21日

金沢市長 山 野 之 義

施 術 者	施 術 所		指定年月日
	名 称	所 在 地	
木村 智恵美	訪問マッサージ まごのて	金沢市古府3丁目91番地 マルシン1号棟2	令和3年4月7日
下田 耕輔	訪問鍼灸マッサージ KEiROW 金沢中央ステーション	金沢市香林坊1丁目2番40号 石川県教育会館1階ベジバ内	令和3年4月23日

●金沢市告示第174号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる機関を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示します。

令和3年5月21日

金沢市長 山 野 之 義

施 術 所	所 在 地	廃止年月日
山下鍼灸院	金沢市昭和町2番6号	令和3年3月29日

●金沢市告示第175号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により燃やすごみ等収集手数料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則(昭和39年規則第3号)第53条第3項の規定により告示します。

令和3年5月21日

金沢市長 山 野 之 義

1 株式会社学侑社

(1) 委託した者の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
株式会社学侑社 代表取締役 泉屋 吉伸	金沢市広坂1丁目2番23号

(2) 委託した事務

燃やすごみ等収集手数料の徴収事務

(3) 委託した期間

令和3年4月8日から令和4年3月31日まで

2 小倉商事株式会社

(1) 委託した者の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
小倉商事株式会社 代表取締役 河内 貴子	金沢市小坂町北263番地

(2) 委託した事務

燃やすごみ等収集手数料の徴収事務

(3) 委託した期間

令和3年4月28日から令和4年3月31日まで

公 告

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項及び第11条の2第12項の規定により、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間における住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況を次の日時及び場所において公表します。

令和3年5月21日

金沢市長 山 野 之 義

日 時 令和3年5月25日から同年6月7日までの間

（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）

午前9時から午後5時45分まで

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市市民局市民課

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

令和3年5月21日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類の種類	位置及び区域
金沢市大浦町へ288番1	金沢市大浦町ル68番地1 館田 雅実		
金沢市諸江町下丁111番1及び111番3から111番11まで	金沢市泉が丘2丁目12番46号 株式会社金沢ホームビルド 代表取締役 山岸 宏	道路	金沢市諸江町下丁111番1、111番3及び111番4 調整池 金沢市諸江町下丁111番5
金沢市法光寺町69番1及び69番3から69番6まで	金沢市米泉町8丁目64番地2 J-REC 株式会社 代表取締役 埴田 泰男	道路	金沢市法光寺町69番6

選挙管理委員会公告

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項（同法第30条の12において準用する場合を含む。）の規定により、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間における選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧の状況を次の日時及び場所において公表します。

令和3年5月21日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

日 時 令和3年5月25日から同年6月7日までの間

（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）

午前9時から午後5時45分まで

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市選挙管理委員会

農業委員会告示

●金沢市農業委員会告示第5号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により令和3年第5回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により次のとおり告

示します。

令和3年5月21日

金沢市農業委員会

会長 井 口 栄 市

1 日時

令和3年5月25日午後3時

2 場所

金沢市第二本庁舎 2301会議室

3 議案

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
- (4) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定について
- (5) 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について
- (6) 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第17号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局建設課において、一般の縦覧に供します。

令和3年5月21日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和3年6月1日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域

- (1) 堅田町、観法寺町及び御供田町の各一部
- (2) 打木町の一部

3 供用を開始する排水施設の位置

縦覧に供する関係図面において表示する。

4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称

- (1) 2の(1)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市湊3丁目5番地8
名称 臨海水質管理センター
- (2) 2の(2)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市下安原町東1301番地
名称 犀川左岸浄化センター

5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

分流式

令和3年(2021年)5月21日 印刷

令和3年(2021年)5月21日 発行

定価 120円

発行人

発行所

印刷所

石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄